

住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金

住宅用地球温暖化対策設備を設置する方に対し、費用の一部を補助します。

補助対象設備および補助金額

	補助対象設備	補助金額
組み合わせによる補助	・住宅用太陽光発電施設 ・家庭用エネルギー管理システム(HEMS) ・定置用リチウムイオン蓄電システム	60,000円(定額)
単独補助	・家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	30,000円(定額)
	・定置用リチウムイオン蓄電システム	30,000円(定額) ※他補助対象設備と同時に申請する場合は、組み合わせによる補助を優先します。

補助対象 次のいずれかに該当する方で、申請年度内に設備の運用を開始できる(要綱に定める期限までに実績報告書を提出できること)方

①自ら居住し、または居住を予定する町内の住宅に新たに補助対象設備を設置する方(既に設置されている方、設置工事を開始している方は対象外)

②町内において自ら居住するために補助対象設備付き新築住宅を購入する方

※各補助対象設備に対する補助金の交付は、1世帯につき1回限りとします。

その他 申請書様式は産業環境課窓口で配布、または町ホームページからダウンロードできます。

申込・問合せ先 役場 産業環境課 内線124



新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯への給付金

デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として給付金を支給します。

支給対象 原則として、基準日(令和6年6月3日)において本町に住民登録があり、令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯となった世帯の世帯主

ただし、次の世帯などは対象外です。

- ・令和5年度に住民税非課税世帯または住民税均等割のみ課税世帯の給付金の対象となった世帯
- ・住民税均等割が課税されている者の被扶養者のみで構成される世帯

支給額 支給対象となる1世帯につき10万円

※基準日において同一世帯となっている18歳以下の児童1人あたりにつき5万円加算

給付金を受給するには手続きが必要です。

対象者には確認書等を送付します。中身を確認して、返信してください。

問合せ先 役場 民生課 内線142・165

⚠️「給付金」の振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください